

鎌倉市障害者支援協議会

＝障害者施策への提言＝（案）

（鎌倉市障害者福祉計画改訂に向けた協議会からの意見）

平成 29 年 月

＝ 目 次 ＝

1. 権利擁護の充実

- ①市虐待防止センターの機能・役割の充実
- ②障害への理解等の促進
(障害のある方の地域で生活する上での困り感等への理解の促進)

2. 相談支援の充実

- ①地域移行・地域定着支援ため自立生活援助事業等の創設・実施
- ②基幹相談支援センターの本格実施に向けた体制等の強化
- ③計画相談支援の実施に係る環境の改善

3. 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点整備の推進

- ①緊急時の短期入所、夜間休日の相談支援体制、コーディネーターの配置など
地域生活支援拠点の整備の推進

(2) 短期入所の充実

- ①専門性の高いケアを必要とする方に対応できる短期入所施設の整備
- ②緊急時の短期入所施設の確保

(3) グループホームの充実

- ①既存グループホームでは受け入れが困難な方の施設の設置

(4) 居宅支援の充実

- ①移動支援事業のガイドラインの見直し
- ②移動支援事業の報酬単価の見直し
- ③成人期の夕方(15時以降)支援に係る環境の充実

(5) その他

- ①「鎌倉市避難マップ」の活用の促進

4. こども支援の充実

- ①「診断・医療行為を伴う発達支援センター」の創設
- ②医療的ケアのある放課後等デイサービスの整備
- ③サポートファイルかまぐらんの活用による連携の促進
- ④障害児の学童保育受け入れ環境の改善
- ⑤乳幼児期からの「相談・支援の流れ」を示す資料の作成・提示

5. 就労支援の充実

- ①就労支援センターの整備

1. 権利擁護の充実

①市虐待防止センターの機能・役割の充実

※虐待と思われる事案を見聞きしたり、関係機関から情報提供等があった場合には、市虐待防止センターへ連絡するという事は定着してきていると思われるが、現在、そのような事案が年々増加していることが課題として挙げられている。

さらに、老障介護や家族複数で障害を抱えているケース、複合的な課題を抱えている家族、精神障害の方がいる家族の暴力の問題等、その多岐にわたる背景とともに複雑化した虐待案件の発生も多くみられる状況となっている。

※こうした中で、通報後の対応が遅々として進まないことの解消に向けて行政と関係機関との一層のスピーディな連携等が求められている。

※こうしたことから、市虐待防止センターが中心となってさらに関係機関等との連携を図りしっかりと情報を共有し、役割分担等を行っていく判断等を迅速に行えるように連携会議の設置など実効性のある仕組みの構築に向けた検討を改めて早期に実施されたい。

②障害への理解等の促進（障害のある方の地域で生活する上での困り感等への理解）

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）の施行により、権利侵害行為の禁止（差別的取扱いの禁止）及び社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の禁止（合理的配慮の不提供の禁止）が義務化されているが、障害や合理的配慮等について、まだ十分に理解が進んでいない状況がある。

※このため、市の広報による定期的な周知や、研修会の開催などにより、障害のある方の地域で生活する上での困り感等への理解等をより深めていく活動を、市全体の取り組みとして積極的にかつ継続的に推進されたい。

2. 相談支援の充実

①地域移行・地域定着支援のため自立生活援助事業等の創設・実施

※地域移行・地域定着については、地域の受け皿としての基盤整備の問題が浮上しており、具体的には、障害への理解不足とともに、住宅サポート、保証人等の課題、夜間・休日の相談支援体制及び病院の24時間受け入れ体制などの課題が挙げられる。

※誰もが、安心して、自分らしい暮らしをすることが出来るような体制や地域作りが求められている。

※このため、地域で連携したケアマネジメントが実現できるような地域作りを推進するとともに、地域生活を支援するための新たなサービスとなる「自立生活援助事業」等の創設・実施に向けた取り組みを推進されたい。

②基幹相談支援センターの本格実施に向けた体制等の強化

※平成28年7月に、鎌倉市基幹相談支援センターが設置（暫定）され取り組みが開始されているが、関係機関等との連携のさらなる充実や、ホームページ開設等による情報発信機能の強化などの取り組みが求められている。また、基幹相談支援センター相互のネットワーク化による広域的な取り組みへの展開なども期待されている。

※このように基幹相談支援センターに期待される役割は、今後、さらに拡大してくるものであり、本格実施に向け、相談支援体制の中核として相応しい機能・体制の拡充について検討されたい。

③計画相談支援事業の充実に向けた環境の改善

※鎌倉市のサービス等利用計画等の作成（計画相談支援）については、相談支援事業所の増加もあり一定の達成が図られているが、今後、その質的な向上を図っていくことが求められている。

このことについては、基幹相談支援センターにおける相談支援専門員の人材育成の観点からも取り組みが進められているところであるが、計画相談支援の担い手となる相談支援事業所の安定した運営も不可欠である。

※相談支援事業所の自立した運営と人材確保等を図るためには、計画相談支援事業における安定的な環境の確保が必要であり、補てんの措置等による改善に向けた取り組みを検討されたい。

3. 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点整備の推進

- ① 緊急時の短期入所、夜間休日の相談支援体制、コーディネーターの配置など
地域生活支援拠点整備の推進

※障害のある方の高齢化、重度化や介護者の高齢化等が進む中で、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における様々な居住支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築していくことが求められている。

※居住支援機能としての住まいの場の確保、地域支援機能として緊急時の短期入所の受け入れ、夜間休日等の相談支援体制及び24時間対応できる病院等の様々なニーズに対応できるサービス提供や、連絡調整を行うコーディネーターの配置による「地域生活支援拠点」の整備について、可能なところから着々と実現できるよう検討を進められたい。

地域生活を支えていくため、重点施策として「地域生活支援拠点の整備」の推進が喫緊の課題であるが、今後（29年3月以降）予定されるグループホーム、短期入所施設、入所支援施設及び移動支援事業等に係る実態調査のまとめ等を踏まえて、拠点施設利用を中心とした整備が可能なのか、従来の既存事業所の機能分担による面的整備を図っていくのか、改めて早期にプランニングを検討していくような取り組みを図られたい。

(2) 短期入所の充実

- ① 専門性の高いケアを必要とする方に対応できる短期入所施設の整備

※老障介護や複合的な課題を抱えた家族、あるいは引きこもりや抱え込み等のリスクの高い家族や想定されるケースを常に把握しておくことが大切であり、特に、精神障害、重度知的障害（行動障害を伴う）及び医療的ケア等の必用な方の緊急時利用先として対応できる短期入所施設の整備が求められている。

※そこで、既存のグループホームや短期入所施設では受け入れの出来ない行動障害や医療的ケア等専門的対応を必要とする方に個別に対応が可能な短期入所施設の整備として、地域生活支援拠点の「小規模施設等」の整備について、その促進を図られたい。

(3)グループホームの充実

①既存グループホームでは受け入れが困難な方の施設の設置

※グループホームは入所支援施設や入院先からの移行先として、また、住まいの場として、益々期待されている。

特に、視覚障害、重度知的障害（行動障害を伴う）、医療的ケアの必要な方、精神障害及び身体障害の方の利用ニーズが高まっていると同時に、非常に不足している状態であり、このような既存のグループホームでは受け入れが困難な方が利用できるグループホームの設置が望まれている。

※そこで、重度化（障害に応じて防音やバリアフリー等が必要とされる）や高齢化等に対応した居住支援のために、その専門性への対応やハード面を整備する一環で期待される地域生活支援拠点としての「小規模施設等」の整備について、その促進を図られたい。

(4)居宅支援の充実

①移動支援事業のガイドラインの見直し

※移動支援（ガイドヘルプ）事業に対して、余暇活動に留まらず多様な場面での活用を求める声が多く出されている。特に通学、通所の支援に対するニーズが高くなっている。

※28年度に、横須賀三浦障害保健福祉圏域ナビゲーションセンターによる、横三地区の移動支援事業に関する実態調査が実施されている。

※上記の実態調査の結果等も踏まえ、多様なニーズに応え、可能な限り、利用しやすい環境が提供されるよう移動支援事業のガイドラインの見直しを検討されたい。

なお、通学・通所の送迎については、移動支援事業による対応か、通学先・通所先の対応とすべきか実施主体の整理も必要と思われるが、高いニーズに対応する手段・方策等を示されたい。

②移動支援事業の報酬単価の見直し

※居宅介護事業及び移動支援事業は、高齢化や重度化が進む介護者や当事者の方の地域生活支援のために必要なサービスであり、近年益々そのニーズが高くなっている。

特に、移動支援事業は、余暇活動を通して、特技や趣味の幅を高め、QOLに繋がるための支援として、その重要度と需要は右肩上がりとなっている。

※しかし、サービス提供事業所では、人材の確保や育成の不足等によりサービス提供が困難となる状況が顕在化している。

※移動支援事業の安定したサービスの提供を継続していくため、近隣市と同様な報酬単価への見直しを図られたい。

③成人期の夕方（15時以降）の支援に係る環境の充実

※成人の障害者が、事業所で日中活動を終えた夕方（15時以降）の時間帯に利用できる場がほとんどなく、その時間帯に自宅に支援者がいない場合等は、結果的に本人の居場所がないという状況がでている。

また、家族の通院や体調不良等で、急に支援が必要になっても移動支援や居宅介護は事前に予約し事業所と調整をしていないと利用できない。

※日中の通所終了後、引き続き通所事業所内あるいは、他の事業所での日中一時支援を利用できるよう環境整備等について検討されたい。

(5)その他

①「鎌倉市避難マップ」の活用の促進

※要支援者に対する災害時の伝達手段や情報提供等の状況はまだ十分でないと思われる。

※平成25年に、市内の関連機関等の協力により作成された「鎌倉市福祉施設・地域活動支援センター避難マップ」が配布されているが、継続した改訂や活用が望まれている。

※必要な時期に確実に改訂を行うとともに、さらなる周知と有効な活用の促進を図るため、市の取組みとして明確に位置付けて実施を図られたい。

4. こども支援の充実

①「診断・医療行為を伴う発達支援センター」の創設

※最近の傾向として、発達障害やグレーゾーンといわれる児童の相談が増え、相談の結果として福祉サービスには繋がらない例も多く、当事者は課題を抱えたままに支援から零れ落ちてしまい、その結果、成人期以降、様々な社会的課題に直面して、初めて医療や福祉に繋がるというケースがみられる。

※このため早期発見、早期対応の適切な入口機関となる、適切な療育のための中核的な機能を有する「診断・医療行為を伴う発達支援センター」の創設（機能の整備）が必要であり、整備に向けて検討を進められたい。

また、併せて「診断・医療行為を伴う発達支援センター」を含め、行政、相談支援事業所及びサービス提供事業所等との乳幼児期から成人期以降を見据えたケアマネジメント体制について検討されたい。

②医療的ケアのある放課後等デイサービスの整備

※看護師の配置等の体制上困難な理由で、医療的ケアの必要な児童を受け入れられる放課後等デイサービスがほとんどない。

※サービス提供事業所の確保、人員の確保等に向けた行政のバックアップ支援を充実して、医療的ケアの必要な児童を受け入れられる環境の整備を図りたい。

③サポートファイルかまぐららの活用による連携の推進

※平成 26 年度に鎌倉市発達支援室で作成された「サポートファイルかまぐらら」は、一貫性と継続性のある支援のツールとして、家庭や各機関で有効な活用が期待される。

また、教育機関の作成する支援シートについて、情報量が少なく活用されづらい面もあり、サポートファイルと補い合うことにより教育と福祉との情報共有のツールとして活用することも期待される。

※このファイルシステムを周知し、有効に活用していくためには、まず「全員が保持する。」状況を目指すことが必要であり、そうした視点で、行政を主体とする配布、普及等の仕組みを構築されたい。

※なお、サポートファイルは、基本的に、家庭での作成・活用が前提となることから、協議会を中心に相談支援事業所やサービス提供事業所等と連携して、サポートファイル作成に係る保護者等の負担をできる限り軽減するような取り組みを進めていきたい。

④障害児の学童保育受け入れ環境の改善

※学童保育では「障害を理由に断らない」という方針はあるが、現実には十分に受け入れられる環境となっていない。(キャパシティーに限界が生じている。)

※ノーマライゼーション、インクルーシブ教育を基本とした施策の推進の視点から、障害のあるなしに関わらず本来の担い手である学童保育の環境改善に向け、受け入れ間口を広げられるよう体制等の整備・拡充について取り組まされたい。

また、保育所等訪問支援をはじめとする理解啓発や課題解決へのフォローをしていくとともに、教育、福祉、子育て等との横の連携を図り、保育の質の向上を図られたい。

⑤乳幼児期からの「相談・支援の流れ」を示す資料の作成・提示

※乳幼児期・児童期から成人期へ切れ目のない支援を繋げていくためには、アセスメントに基づく医療、福祉、教育等の関係各機関相互の横断的なきめ細かいフォローの流れを分かりやすく「見える化」して示していくことが求められる。

※協議会では、これらの相互関係を示す「相談・支援のフロー図」の作成について検討を重ねているが、その成果等を基に、さらに行政が主体的に医療、福祉、教育等の各機関と連携を図って検討を進め、誰にも分かりやすく活用される資料を作成されたい。

5. 就労支援の充実

①就労支援センターの整備

※平成18年の障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の施行に伴い、一般就労を目指すための事業や福祉的就労を提供する種々の事業が誕生したが、細分化され、それぞれの機能が分散されている状況にある。

また、障害のある方が自分に合った事業所はどこか、何が必要かを考える情報は限られている現状もある。

※働きたい希望のある方のために、ワンストップ機能を持つとともに、一般就労に必要な能力の取得への支援、就労支援・生活支援及び職場定着支援活動を行う機能が望まれている。

（具体的に求められるセンター機能）

1. 就労に関する相談事業
2. 障害者の就労のための関係機関への紹介事業
3. 障害者の生活面等の相談、支援事業
5. 障害者の就労後の定着のためのジョブサポーター事業
6. 定着支援に関する事業

※上記の機能を持つ「就労支援センター」の整備を促進する。なお、整備にあたっては専門的対応に留意するとともに委託等の手法を併せて検討されたい